

◎子ども・子育て支援法及び就学前の

子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

(平成二四年八月二二日法律第六七号)

一、提案理由(平成二四年五月一六日・衆議院社会保障と税の一体改革に関する特別委員会)

○小宮山国務大臣

(略)

次に、子ども・子育て支援法案、総合子ども園法案、子ども・子育て支援法及び総合子ども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案について、その趣旨を説明いたします。

子供は、社会の希望、未来をつくる力であり、安心して子供子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

二五七

を産み育てることのできる社会の実現は、社会全体で取り組まなければならない最重要課題の一つです。

現在、子供や子育てをめぐる環境の現実は一層厳しく、核家族化や地域のつながりの希薄化によって子育てに不安や孤立感を感じる家庭は少なくありません。また、多くの待機児童が生じている地域もあることや、本格的な人口減少社会が到来したことからも、国や地域を挙げて子ども・子育てへの支援を強化していかねばなりません。

全ての子供に良質な生育環境を保障し、子ども・子育てを社会全体で支援するため、幼保一体化を含め、子ども・子育て支援関連の制度、財源を一元化して新しい仕組みを構築し、質の高い学校教育、保育の一体的な提供、保育の量的拡大、家庭での養育支援の充実を図ることが求められています。

(略)

最後に、子ども・子育て支援法及び総合子ども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案について、その趣旨を説明いたします。

この法律案は、子ども・子育て支援法と総合子ども園法の施行に伴い、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律を廃止するほか、児童福祉法など五十六の関係法律について規定の整備等を行うとともに、所要の経過

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

二五八

措置を定めるために提出しました。

以上、三つの法案の趣旨について説明をいたしました。

御審議の上、速やかに可決していただくことをお願いいたします。

二、衆議院社会保障と税の一体改革に関する特別委

員長報告(平成二四年六月二六日)

○中野寛成君 たいだいま議題となりました各法律案につきまして、社会保障と税の一体改革に関する特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

初めに、内閣提出の六法律案の概要について申し上げます。

(略)

子ども・子育て支援法及び総合子ども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案は、子ども・子育て支援法及び総合子ども園法の施行に伴い、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律を廃止するほか、児童福祉法など五十六の関係法律についての規定の整備等を行うものであります。

(略)

以上の法律案のうち、内閣提出の、年金制度改革関連二法案は去る五月八日に、子ども・子育て支援関連二法案及び総合

子ども園法案の三法律案は五月十日に、税制改革関連二法案は五月十一日に、それぞれ本会議において趣旨説明が行われ、本委員会に付託されました。

本委員会においては、内閣提出の七法律案について、五月十六日、小宮山厚生労働大臣兼少子化対策担当大臣、安住財務大臣及び川端総務大臣からそれぞれ提案理由の説明を聴取し、翌十七日から質疑に入り、野田内閣総理大臣出席の総括質疑、集中審議を行ったほか、テーマ別質疑、全般質疑を行い、六月四日には福島県及び兵庫県において地方公聴会を開催し、八日には参考人から意見を聴取し、十二日及び十三日には公聴会を開催いたしました。

(略)

同日、民主党・無所属クラブ、自由民主党・無所属の会及び公明党の三会派共同提案により、年金機能強化法案に対し、低所得である高齢者等への年金額の加算に関する規定等を削除すること、短時間労働者への厚生年金保険の適用拡大の対象となる者の月額賃金の範囲等を「七万八千円」から「八万八千円」に改めること、低所得である高齢者等に対する福祉的措置としての給付に係る制度の実施に必要な法制上の措置が講ぜられるものとする旨の規定を追加すること等を内容とする修正案が、被用者年金一元化法案に対し、年金機能強化法案等に対する修

正に伴い、必要な技術的な修正を加える修正案が、子ども・子育て支援法案に対し、「教育・保育施設」を認定ことも園、幼稚園及び保育所とし、市町村は、支給認定に係る小学校就学前子供が、市町村長が確認する教育・保育施設から教育、保育を受けたときは、当該保護者に対し、施設型給付費を支給すること等の修正案が、子ども・子育て支援法及び総合子ども園法整備法案に対し、本案の全部を修正し、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律とする修正案が、消費税法等改正案に対し、所得税法、相続税法等の一部改正に係る規定を削除するとともに、低所得者に配慮する観点から、給付つき税額控除等及び複数税率の導入について総合的に検討する旨の規定を追加するか、成長戦略並びに事前防災及び減災等に資する分野に資金を重点的に配分することなど、我が国経済の成長等に向けた施策を検討することを追加する等の修正案が、地方税法及び地方交付税法改正案に対し、消費税法等改正案に対する修正案と同様に、我が国経済の成長等に向けた施策を検討することを追加する等の修正案がそれぞれ提出され、提出者を代表して、長妻昭君、西博義君及び野田毅君から各修正案の趣旨の説明を聴取いたしました。

同日、各法律案及び各修正案を一括して議題とし、全般質疑を行い、また、野田内閣総理大臣出席のもと、二十五日に集中審議、本日、締めくくり質疑を行った後、総合子ども園法案を除く各法律案及び各修正案について質疑を終局いたしました。次いで、社会保障制度改革推進法案及び消費税法等改正案に対する修正案について内閣の意見を聴取しました。引き続き、各法律案及び各修正案を一括して討論を行い、順次採決いたしましたところ、内閣提出の六法律案についてはいずれも賛成多数をもって修正議決すべきものと決し、社会保障制度改革推進法案及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進法改正案はいずれも賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、子ども・子育て支援法案、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進法改正案及び子ども・子育て支援法及び総合子ども園法整備法案に対し附帯決議が付されたことを申し添えます。

本委員会においては、約百二十九時間にわたり、慎重かつ熱心な審査を行ってまいりました。この際、御協力いただいた関係各位に心から感謝申し上げます。

以上、御報告申し上げます。

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

○委員会修正の提案理由(平成二四年六月二日)

○西委員 おはようございます。

ただいま議題となりました両修正案につきまして、民主党・無所属クラブ、自由民主党・無所属の会及び公明党を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

次に、子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案に対する修正案の趣旨について申し上げます。

修正の趣旨は、子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案の全部を修正し、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律とするものであります。

その内容は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、児童福祉法など五十五の関係法律について規定の整備を行うとともに、所要の経過措置を定めようとするものであります。

そのうち、児童福祉法の主な修正点について御説明申し上げます。

第一に、子ども・子育て支援法案に対する修正案の提出に伴う修正として、

一、事業所内保育事業を、児童福祉法に規定するよう改正規定の整備を行うこと、

二、国、都道府県または市町村以外の者が家庭的保育事業等を行う際、市町村による認可制とすること、

三、保育所及び家庭的保育事業等の認可について、社会福祉法人、学校法人以外の多様な主体が参入する際の基準を規定すること、欠格事由を設けること等の所要の整備を行うこと、

四、保育所及び家庭的保育事業等の認可について、都道府県等が条例で定める基準を満たした施設について、その設置者が欠格事由に該当する場合及び供給過剰による需給調整が必要な場合を除き、認可するものとする事、

五、その際、保育所の認可に当たっては、都道府県は、児童福祉審議会の意見を聞くとともに市町村に協議しなければならぬものとするほか、家庭的保育事業等の認可に当たっては、市町村は児童福祉審議会その他児童福祉に係る当事者の意見を聞かなければならないこととする事

であります。

第二に、市町村が担う保育に対する責任に関する規定の修正として、

一、児童福祉法第二十四条第一項に基づき、市町村は、児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保護者の労働等の事由により、児童が保育を必要とする場合において、二に定めるところによるほか、当該児童を保育所において保育しなければならないこととする事、

二、また、市町村は、認定こども園または家庭的保育事業等により必要な保育を確保するための措置を講じなければならないこととする事、

三、市町村が行う保育の措置について、対象範囲を拡大し、あつせん、要請による円滑な利用ができない場合にも対応することで、保育の実施に関する市町村の権限と義務を強化すること、

四、市町村が、待機児童が発生している場合に実施することとされている利用の調整、要請の事務を、当分の間、待機児童の有無にかかわらず実施することとする事

であります。

第三に、保育所の定義に関する規定を修正し、保育所を、現行どおり、小学校就学前の子供に保育を行うことを目的とする

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

施設にすることなど、所要の規定の整備、修正を行うことであります。

以上、両法律案の修正の趣旨について申し上げます。何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。以上です。

○附帯決議(平成二十四年六月二十六日)

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 制度施行までの間、安心こども基金の継続・充実を含め、子ども・子育て支援の充実のために必要な予算の確保に特段の配慮を行うものとする事。

二 妊婦検診の安定的な制度運営の在り方について検討を加え、その結果に基づいて所要の施策を講ずるものとする事。

三 幼児教育・保育の無償化について、検討を加え、その結果に基づいて所要の施策を講ずるものとする事。

四 新たな給付として創設される施設型給付を受けない幼稚園に対する私学助成及び幼稚園就園奨励費補助の充実に努めるものとする事。

五 新たな給付として創設される施設型給付及び地域型保育給

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

二六二

付の設定に当たっては、認定こども園における認可外部分並びに認可基準を満たした既存の認可外保育施設の給付について配慮するとともに、小規模保育の普及に努めること。

六 放課後児童健全育成事業の対象として、保護者の就労だけでなく、保護者の疾病や介護なども該当することを地方自治体をはじめ関係者に周知すること。

三、参議院社会保障と税の一体改革に関する特別委員

員長報告(平成二四年八月一〇日)

○高橋千秋君 ただいま議題となりました八法律案につきまして、社会保障と税の一体改革に関する特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

次に、子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案は、衆議院において、その全部が修正されたものであります。

その内容は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、児童福祉法その他の関係法律の規定の整備等を行うものであります。

委員会におきましては、八法律案を一括して議題とし、政府

から年金機能強化法案外五法律案の趣旨説明を聴取し、社会保障制度改革推進法案について、発議者を代表して衆議院議員長妻昭君より、認定こども園法改正案について、発議者を代表して衆議院議員池坊保子君より趣旨説明を聴取した後、年金機能強化法案及び被用者年金一元化法案の両法律案について、修正案提出者衆議院議員長妻昭君より、子ども・子育て支援法案及び子ども・子育て支援法及び総合こども園法関係法律整備法案の両法律案について、修正案提出者衆議院議員和田隆志君より、消費税法等改正案及び地方税法及び地方交付税法改正案の両法律案について、修正案提出者衆議院議員野田毅君より、それぞれ衆議院における修正部分の説明を聴取いたしました。

また、野田内閣総理大臣、関係大臣、発議者及び修正案提出者等に対して質疑を行ったほか、参考人からの意見を聴取するとともに、愛知県及び栃木県に委員を派遣しての地方公聴会並びに公聴会を行いました。

委員会における質疑は、社会保障と税の一体改革の意義、今後の公的年金制度及び高齢者医療制度の検討方策、社会保障制度改革国民会議の委員の人選及び運営方法、被用者年金一元化に伴う積立金仕方方法等の妥当性、幼保連携型認定こども園への移行を促進するための支援、子ども・子育て支援のための財

源確保策、幼稚園教諭及び保育士の処遇改善の必要性、就学前の子どもに対する教育の質の向上策、消費税率引上げの前提としてのデフレ脱却の必要性、成長戦略並びに事前防災・減災等に係る規定を附則に追加した趣旨、低所得者対策として消費税率や相続税の累進性の在り方、引上げ分の地方消費税取等を社会保障財源化することの妥当性等、多岐にわたり熱心に行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、八法律案について討論に入りましたところ、国民の生活が第一を代表して姫井由美子委員、みんなの党を代表して桜内文城委員、日本共産党を代表して田村智子委員、社会民主党・護憲連合を代表して福島みずほ委員、みどりの風を代表して亀井亜紀子委員よりそれぞれ反対、民主党・新緑風会を代表して金子洋一委員、自由民主党・たちあがれ日本・無所属の会を代表して石井準一理事、公明党を代表して竹谷とし子委員よりそれぞれ賛成する旨の意見が述べられました。

討論を終了し、順次採決の結果、八法律案はいずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、社会保障制度改革推進法案、子ども・子育て関連三法律案及び消費税法等改正案に対しそれぞれ附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(平成二四年八月一〇日)

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一、施設型給付等については、幼保間の公平性、整合性の確保を図るとともに、受け入れる子ども数にかかわらず施設が存続していく上で欠かせない固定経費等への配慮が不可欠であることにも十分留意して、定員規模や地域の状況など、施設の置かれている状況を反映し得る機関補助的な要素を加味したものとし、その制度設計の詳細については関係者も含めた場において丁寧に検討すること。

二、施設型給付及び地域型保育給付の設定に当たっては、認定こども園における認可外部分並びに認可基準を満たした既存の認可外保育施設の給付について配慮するとともに、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育の普及に努めること。

三、施設型給付、地域型保育給付等の設定に当たっては、三歳児を中心とした職員配置等の見直し、保育士・教員等の待遇改善等、幼稚園・小規模保育の〇から二歳保育への参入促進など、幼児教育・保育の質の改善を十分考慮するとともに、

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

二六四

幼稚園や保育所から幼保連携型認定こども園への移行が進むよう、特段の配慮を行うものとする。

四、施設整備に対する交付金による支援については、現行児童福祉法第五十六条の二の規定に基づく安心こども基金からの施設整備補助（新設、修理、改造、拡張又は整備に要する費用の四分の三以内。耐震化その他の老朽化した施設の改築を含む。）の水準の維持を基本とすること。また、給付費・委託費による長期に平準化された支援との適切な組合せにより、それぞれの地域における保育の体制の維持、発展に努めること。

五、保育を必要とする子どもに関する施設型給付、地域型保育給付等の保育単価の設定に当たっては、施設・事業者が、短時間利用の認定を受けた子どもを受け入れる場合であっても、安定的、継続的に運営していくことが可能となるよう、特段の配慮を行うものとする。

六、大都市部を中心に待機児童が多数存在することを踏まえるとともに、地方自治体独自の認定制度が待機児童対策として大きな役割を果たしていることを考慮し、大都市部の保育所等の認可に当たっては、幼児教育・保育の質を確保しつつ、地方自治体が特例的かつ臨時的な対応ができるよう、特段の配慮をすること。

七、市町村による地域の学校教育・保育の需要把握や、都道府県等による認定こども園の認可・認定について、国として指針や基準を明確に示すことにより、地方公共団体における運用の適正を確保すること。

八、新たな幼保連携型認定こども園の基準は、幼児期の学校教育・保育の質を確保し、向上させるものとする。

九、現行の幼保連携型認定こども園以外の認定こども園からの新たな幼保連携型認定こども園への移行の円滑化及び支援に配慮すること。

十、特別支援教育のための人材の確保と育成により幼児期の特別支援教育の充実を図ること。

十一、安心こども基金については、その期限の延長、要件の緩和、基金の拡充等を図り、新制度施行までの間の実効性を伴った活用しやすい支援措置となるよう改善すること。その際には、現行の幼稚園型や保育所型の認定こども園における認可外部分に対して、安心こども基金が十分に活用されるよう、特に留意すること。

十二、新制度により待機児童を解消し、すべての子どもに質の高い学校教育・保育を提供できる体制を確保しつつ、幼児教育・保育の無償化について検討を加え、その結果に基づいて所要の施策を講ずるものとする。当面、幼児教育に係る

利用者負担について、その軽減に努めること。

十三、施設型給付、地域型保育給付等の利用者負担は、保護者の所得に応じた応能負担とし、具体的な水準の設定に当たっては、現行の幼稚園と保育所の利用者負担の水準を基に、両者の整合性の確保に十分配慮するものとする。

十四、施設型給付を受けない幼稚園に対する私学助成及び幼稚園就園奨励費補助の充実に努めるものとする。

十五、幼児教育・保育・子育て支援の質・量の充実を図るためには、一兆円超程度の財源が必要であり、今回の消費税率の引上げにより確保する〇・七兆円程度以外の〇・三兆円超について、速やかに確保の道筋を示すとともに、今後の各年度の予算編成において、財源の確保に最大限努力するものとする。

十六、放課後児童健全育成事業をはじめとする地域子ども・子育て支援事業については、住民のニーズを市町村の事業計画に的確に反映させるとともに、市町村の事業計画に掲げられた各年度の取組に応じて、住民にとって必要な量の確保と質の改善を図るための財政支援を行う仕組みとすること。

十七、放課後児童健全育成事業の対象として、保護者の就労だけでなく、保護者の疾病や介護なども該当することを地方自治体をはじめ関係者に周知すること。

十八、妊婦健診の安定的な制度運営の在り方について検討を加え、その結果に基づいて所要の施策を講ずるものとする。

十九、ワーク・ライフ・バランスの観点から、親が子どもとともに家族で過ごす時間や地域で過ごす時間を確保できるように国民の働き方を見直し、家族力や地域力の再生と向上に取り組むこと。

右決議する。

(注) 法律第六七号は、当初「子ども・子育て支援法及び総合子ども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」として提出されたが、衆議院で題名が修正された。

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律